

## 第25回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和5年6月20日 火曜日 午後1時30分  
県庁11F 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 新谷 栄作

(2) 議事事項

- ① 漁業許可の更新等について（小型いか釣り漁業（あかいか）、船びき網漁業（さより2そうびき）、小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業））
- ② さば及びずわいがにに関する令和5管理年度における漁獲可能量の決定並びに公表について
- ③ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について
- ④ 地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の審査基準について
- ⑤ 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- ⑥ 5月の許認可実績について
- ⑦ その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年6月13日

### 3. 出席者

出席委員（14名）

会長 新谷 栄作

会長代理 五十嵐誠一

委員 勝木 省司

〃 杉野 哲也

〃 中村 浩二

〃 木戸 信裕

〃 笹波 守勝

〃 橋本 勝寿

委員 稲村 幸雄

〃 坂下 優

〃 中村 明子

〃 太田 均

〃 川島 和彦

〃 中 浩二

欠席委員（1名） 小川英樹

水産課 藤原水産課長、沢田課参事、須沼専門員、坂本主任技師、  
原田主任技師、川田技師

事務局 木本局長、山岸主任技師

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

(1) 漁業許可の更新等について（小型いか釣り漁業（あかいか）、船びき網漁業（さより2そうびき）、小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業））（資料1参照）

①制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の制定及び一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定及び一部改正を承認した。

- (2) さば及びずわいがにに関する令和5管理年度における漁獲可能量の決定並びに公表について (資料2参照)  
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (3) くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について (資料3参照)  
水産課より報告を受けた。
- (4) 地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の審査基準について (資料4参照)  
水産課より報告を受けた。
- (5) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について (資料5参照)  
事務局より報告を受けた。
- (6) 5月の許認可実績について (資料6参照)  
水産課より報告を受けた。
- (7) その他  
新谷会長から石川県沖のするめいかの資源状況と今後の見通しについて質問があった。

6. 委員会終了時間 午後2時30分

第25回海区漁業調整委員会の議事の顛末

木 本 局 長 定刻となりましたので、第25回石川海区漁業調整委員会を開催します。  
なお、本日は、小川委員から欠席の連絡を受けております。  
それでは、開会にあたり、新谷会長からご挨拶をお願いします。

新 谷 会 長 皆様、ご苦労様です。去る5月26日に東京で令和5年の全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が開催され、私と事務局で参加して来ました。会議の概要等につきましては、次第にありますとおり、議題5で事務局より説明をお願いしたいと思います。  
さて、6月に入り、例年ですと能登沖でのいか釣り漁業の盛漁期であり、関係する各港は活気づく時期ですが、今期は良い日で1隻平均50から60箱とパッとしない状況が続いております。そんな中、6月12日、中型いか釣り船におきましては、ロシアのEEZでの操業許可が降りたとの朗報もあり、安堵していた矢先、北朝鮮のミサイル発射問題等もあり、不安材料が残りますが、今後の安全操業と大漁を祈念したいと思います。  
なお、本日の新聞に水産総合センターの資源調査と今後の見通しについて載っていたのを見られたかと思いますが、水産課より、後ほど詳細について説明していただけたらと思います。  
本日はよろしくをお願いします。

木 本 局 長 ありがとうございます。  
議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。  
最初に次第、資料-1「漁業許可の更新等について」諮問文が先にあるもの、資料-2「さば及びずわいがにに関する令和5管理年度における漁獲可能量の決定並びに公表について」こちらも諮問文が先にあるもの、資料-3「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について」、資料-4「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の審査基準について」、資料-5「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」、資料-6「5月の許認可実績について」、参考資料として5月分の漁海況情報、最後に「全国海区漁業調整委員会連合会の会報」をおつけしています。  
以上ですが、お手元におそろいでしょうか。

[全員、資料がそろっていることを確認後]

それでは新谷会長、議事の進行をお願いします。

新 谷 会 長 本日の議事録署名人を杉野委員と木戸委員をお願いします。

[ 両委員 了承 ]

新 谷 会 長

では、議題1の「漁業許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の制定及び一部改正についても説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師

資料1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は右肩に資料1とあるものです。

まず2ページから7ページをご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、2ページからの(1)小型いか釣り漁業(あかいか)、3ページからの(2)船びき網漁業(さより2そうびき)、6ページからの(3)小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業)です。

(3)小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業)につきましては、後ほど坂本のほうからご説明いたします。

お示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が、今回ご審議いただく内容である許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁業を営む者の資格、遊休許可の枠数管理の数です。これについて8ページでご説明いたします。

まず、(1)小型いか釣り漁業(あかいか)についてです。こちらは遊休許可の枠数管理から新規許可するもので、美川支所から1件の要望がありました。

現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の31件、うち遊休許可の名簿管理の数3件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は32件となります。遊休許可の名簿管理の数は3件と変わりません。これによって、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の7件から1件減って6件になります。

次に、(2)船びき網漁業(さより2そうびき)です。こちらは許可の有効期間が終了となり、更新時期を迎え、引き続き許可するものです。対象支所及び出張所は、記載のとおりで、許可件数は128件、うち遊休許可の名簿管理の数63件となっております。

以上を踏まえ、2ページに記載の(1)小型いか釣り漁業(あかいか)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を1、遊休許可の枠数管理の数を6とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、現在操業時期であり、ひと月の申請期間を取ると当該漁業の時期を失し経営に支障を及ぼすことから、許可又は起業の認可を申請すべき期間を令和5年6月20日から令和5年6月26日までとします。なお、許可の取扱方針については、今回資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

続いて、3ページから5ページの(2)船びき網漁業(さより2そうびき)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数うち遊休許可の名簿管理の数、遊休許可の枠数管理の数をそれぞれ上から順に関係支所ごとに読み上げますと、加賀支所ほかの許可または起業の認可をすべき船舶等の数は11うち遊休許可の名簿管理の数11、遊休許可の枠数管理の数17、金沢支所ほかの許可または起業の認可をすべき船舶等の数は5うち遊休許可の名簿管理の数1、遊休許可の枠数管理の数7、羽咋支所ほかの許可または起業の認可をすべき船舶等の数は5うち遊休許可の名簿管理の数5、遊休許可の枠数管理の数30、福浦港出張所ほかの許可または起業の認可をすべき船舶等の数は8うち遊休許可の名簿管理の数5、遊休許可の枠数管理の数8、門前支所の許可または起業の認可をすべき船舶等の数は3うち遊休許可の名簿管理の数0、遊休許可の枠数管理の数2、輪島支所の許可または起業の認可をすべき船舶等の数は29うち遊休許可の名簿管理の数11、遊休許可の枠数管理の数13、すず支所(珠洲北部)の許可または起業の認可をすべき船舶等の数は9うち遊休許可の名簿管理の数9、遊休許可の枠数管理の数4、すず支所(狼煙)の許可または起業の認可をすべき船舶等の数は0うち遊休許可の名簿管理の数0、遊休許可の枠数管理の数0、すず支所(寺家ほか)の許可または起業の認可をすべき船舶等の数は3うち遊休許可の名簿管理の数1、遊休許可の枠数管理の数19、内浦ほかの許可または起業の認可をすべき船舶等の数は18うち遊休許可の名簿管理の数14、遊休許可の枠数管理の数21、能都支所(姫ほか)の許可または起業の認可をすべき船舶等の数は11うち遊休許可の名簿管理の数5、遊休許可の枠数管理の数0、穴水(諸橋ほか)の許可または起業の認可をすべき船舶等の数は0うち遊休許可の名簿管理の数0、遊休許可の枠数管理の数2、ななか支所(鰻目ほか)の許可または起業の認可をすべき船舶等の数は4うち遊休許可の名簿管理の数1、遊休許可の枠数管理の数0、ななか支所(七尾鹿島灘浦地区)の許可または起業の認可をすべき船舶等の数は0うち遊休許可の名簿管理の数0、遊休許可の枠数管理の数2、穴水支所(穴水湾)ほかの許可または起業の認可をすべき船舶等の数は22うち遊休許可の名簿管理の数0、遊休許可の枠数管理の数14とします。

漁業を営む者の資格については記載のとおりで、申請すべき期間については、令和5年6月20日から令和5年7月19日とします。

また、10ページ以降に添付しております取扱方針については、漁業法の改正に合わせて書きぶりを変えておりますが、内容には変更ありません。なお、旧取り扱い方針にはさより2そうびきと一緒にさより1そうびきについても記載がありましたが、さより1そうびきにつきましては、少なくとも20年ほど操業実績がなく、また、唯一遊休許可となっていた穴水支所の1件につきましても今回完全廃業とすることとなったため、今回の更新に合わせて取り扱い方針から削除しております。

私からは以上です。

坂本主任技師

水産課坂本です。引き続き、小型底びき網漁業について、ご説明いたします。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いた

しますが、小型底びき網は今回新規要望が1件ありましたので、小型底びき網漁業の調整等も担当している私の方から説明いたします。

資料は先ほどから説明されている資料1とあるもので、制限措置の内容は6ページから7ページ、概要は9ページ、今回要望のあった新規にかかる内容については添付の要望書とともに25ページから26ページでございます。

また、今回、小型底びき網漁業の許可更新は令和2年の漁業法改正後をはじめとなりますので、許可数の公示、許可取り扱い方針の制定を新たに行い、継続の許可等をするものとなります。新たに制定した許可等取扱方針については20ページ以降に記載されておりますので、ご参考までご覧いただければと思います。

まず6ページをご覧ください。お示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が、今回ご審議いただく内容である、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数です。

許可の区分として、15トン未満船と10トン未満船の2種類ございますが、それぞれの許可隻数の合計については現行許可数から変更ありません。

15トン未満船は19件、10トン未満船90件の合計109件のうち、108件とほぼすべての船で継続となっておりますが、1件、すず支所において新規の要望がありましたので、新規許可をするものとなります。この新規の内容については後ほどご説明します。

その他の制限条件については現行許可から変更なく、許可区分に応じて操業できる区域が異なっております。15トン未満船は加賀市から輪島市沖の禄剛埼から正北の線までの海域、10トン未満船は地域ごとにそれぞれ加賀市から志賀町、福浦港から輪島市沖の禄剛埼正北の線まで、珠洲市高屋から能登町鶴川灯台南東の線までの海域というふうに分かれております。

すず支所の新規許可についての内容をご説明します。資料の25ページでご説明します。こちらは、令和5年6月6日付けで石川県漁業協同組合すず支所運営委員長より「小型機船底びき網漁業（手繰第1種）の新規許可」について要望があったものですが、内容としては、当該支所における小型底びき網漁業の許可及び使用船舶について、その対象者が亡くなっていたことにより漁船登録が失効しているものがあり、同時に許可も失効となっていたものがありました。

この度、すず支所管内で、その船舶を使用して新たに底びき網漁業を営もうとする漁業者がいるとのことで、支所内及び近隣の支所における関係者との調整のうえ、新規での許可を求めるものになります。

このことについて、水産課としては、支所内での許可隻数は従前と変わらないため、資源保護上の観点からも問題ないこと、関係漁業者の同意が得られており漁業調整上の問題はないこと、希望漁業者が過去に底びき網漁業に従事していた経験があることから、今回更新される許可の公示において、他の継続の許可に加え、新規に許可することとしております。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおりとしまして、取扱方針を新たに制定します。内容としては大きく変更ありませんが、船舶の許可区分を決めるトン数補充の考え方の部分について、今まで周年操業をしていなかった漁船を兼業船としてトン数計

算の方式を変えていたところですが、実態として県内で兼業船として許可する船がなくなりましたので、こちらの兼業船にかかる部分を削除しております。詳細については後ほどご確認ください。

以上を踏まえ、6ページから7ページに記載の小型機船底びき網漁業の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を109とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、許可件数も多く、作業も煩雑になるため、令和5年6月20日から令和5年7月31日までと長めにとっております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

新 谷 会 長      ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

坂 下 委 員      さよりの船びき網漁業について、2隻で1枚の網を引っ張るものだと思いますが、許可件数が奇数なのはなぜでしょうか。2隻で1枚の網を引っ張るのであれば、許可数は偶数になるのではないのでしょうか。

沢 田 課 参 事      2隻というのは決まった船同士ではなく、許可を持った船2隻で操業すればよいので偶数になるとは限らないということです。

新 谷 会 長      他に質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の制定及び一部改正について、案のとおり了承したいと思います。よろしいでしょうか。

[ 異議なしの声 ]

新 谷 会 長      では、次に、議題2の「さば及びずわいがにに関する令和5管理年度における漁獲可能量の決定並びに公表について」、知事より諮問がきておりますので、説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師      資料2をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[ 諮問文朗読 ]

内容について、水産課より説明をお願いします。

原 田 主 任 技 師      水産課の原田です。資料の28ページからご説明させていただきます。

石川県のさばとずわいがにそれぞれのTACを定めるものになります。さばに関してはまさばとごまさばを合わせたの管理と以前からなっておりますけれども、さばとずわいがにの2種類に関しては、7月から翌年6月までという年度区切りで管理が行われておりますので、来月の7月から新たに令和5管理年度が始まりますので、その数量を公示するという手続きになります。

中段の表にありますとおり、さばについては、令和4管理年度は現

行水準の目安数量 2, 332 トンという配分だったものが、令和 5 管理年度につきましては、同じく現行水準で目安数量は 3, 602 トンが国から示されております。これまでも何度かご説明させていただいておりますが、現行水準というのは全国の中で漁獲量が比較的少ない県に対して、何トンと具体的な数量を明示せず、操業日数などの漁獲努力量の管理によって、目安数量を守りましょうという管理のやり方になっております。

これらの魚種については、過去の実績を基に、3 年間は固定した配分率で数量を配分することになっております。令和 4 管理年度は目安数量が 2, 332 トンでしたが、令和 5 管理年度につきましては、国全体の TAC が増えたことから、配分率は変わりませんが目安数量は約 1.5 倍の 3, 602 トンになっております。

ずわいがににつきましては、日本海系群 A 海域といたしますのが、山陰から富山県までの海域になりますけれども、令和 4 管理年度の TAC としましては、当初配分数量は 262 トンでしたが、1 月に留保の配分がありまして、最終的には 272 トンとなりました。令和 5 管理年度は 318 トンという配分が国から示されております。こちらにつきましても、配分率の見直しではなく、資源が回復傾向にある状況を受けて、TAC の数量が増えたものになります。

さばについては現行水準の管理であること、ずわいがににつきましては、底びき網でしか獲らないという特徴があることから、個別の漁業種類に枠を分けたりするようなことはせず、県内で 1 つの管理区分とするやり方になっております。

具体的なトン数配分を与えられる区分になっておりますずわいがににつきましては、管理年度途中における配分の基準というものをあらかじめ定めておきまして、2 番にありますように、国からの追加配分等があった場合は、その数量の全量を石川県知事管理漁業区分に配分するものとする、という扱いにしたいと思っております。

3 番に今後の予定とありますが、県別の TAC の数量については、国から示されるものではありませんが、県内配分等につきましては、農林水産大臣の承認手続きが必要ですので、その承認手続きを経まして、今月中には県の公報に登載して関係機関へ通知し、7 月から管理が始まっていくという流れになっております。29 ページにありますのが、公報に載せる原稿になりますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

説明は以上になります。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長

質問等がなければ、知事から諮問「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群並びにずわいがに日本海系群 A 海域）に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。



[ 異議なしの声 ]

新 谷 会 長

では、次に、議題3の「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について」水産課より説明をお願いします。

原 田 主 任 技 師

水産課の原田です。30ページの資料3に沿って説明させていただきます。

今回のくろまぐろの漁獲可能量の変更につきましては、3月の海区漁業調整委員会で、当初配分の設定と合わせて、年度内の取り扱いについてご了承いただいた内容に沿いまして進めさせていただいたものの報告になります。

何度か数量が変わっておりまして、特に定置網の漁業者の方々には、日々、数量の連絡等もさせていただいているところですが、具体的な数量自体は下段の表に記載されていますように、今期は既に3回変わっておりまして、一番右端の数字が現状の数量になっております。途中、3回変更があったものは全て定置網漁業の枠を増減させて対応させていただいておりますが、これにつきましては、上段の4番にありますとおり、石川県資源管理方針で定められた管理年度途中における配分の基準により、手続きをさせていただいております。

では、3回変更あったものについて、順にご説明いたします。1番、令和4管理年度において未利用分の繰越等により国の留保からの再配分が4月27日付けでありました。これにより、小型魚が19.8トン、大型魚が5.1トン増えたということです。

2番につきましては、水産庁の計算ミスがあり、5月19日付けで小型魚が1.8トン、大型魚が0.1トン過大配分されていたものが修正されたものになっております。

3番は管理年度内の融通ということで、枠が限られている中で、関係者内で枠を融通しあって上手くやっという仕組みがありまして、水産庁が大臣管理分を含め、各都道府県からの要望に基づいて、仲介し、融通を実施しているのですが、それに基づいて、6月7日付けで小型魚が20トン増え、大型魚が20トン減ったものになります。石川県においては、小型魚が不足している実態がありますので、大型魚を差し出し、小型魚に変えてもらう手続きを行わせていただきました。

資源も増えている中で、今後の見通しも立たない厳しい状況ではありますが、引き続き柔軟に対応し、できる限り漁業者の操業の妨げにならないような管理をしていければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

説明は以上です。

新 谷 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長

ないようであれば、次に、議題4の「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の審査基準について」水産課より説明をお願いします。

須 沼 専 門 員

水産課の須沼です。資料4、31ページからになります、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の審査基準についてご説明させていただきます。

この審査基準は漁業権の免許申請において、同一の漁業権に対して複数の免許申請があった場合にその審査基準として活用することとなっております。

令和2年に漁業法の改正が行われ、その際に漁業権免許の優先順位の見直しがなされました。従来は、漁業法で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定していたため、存続期間満了時、いわゆる漁業権の切り替えのタイミングに、優先順位のより高いものが申請してきた場合、既存の漁業権者が再度免許を受けられず、経営の持続性・安定性を阻害する恐れがありました。そのため、漁業法改正において、漁業法で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者にまずは優先して免許することとなっております。それ以外について、例えば、既存の漁場が有効に活用されていない場合や、新規に漁業権を設定した場合、既存の漁業権者が辞めて新しい漁業権者を募る場合等には、地域の水産業に最も寄与する者に免許を付与することとなっております。

水産庁が定める「海面利用制度等に関するガイドライン」により、地域の水産業に最も寄与するか否かは、新たに設定された個別漁業権について複数の免許申請があった場合、競願があった場合に判断することになるが、中長期的な観点から総合的に勘案することが適当とされています。

あらかじめ判断基準を定め、複数の免許申請があった場合に速やかに免許することができるようにしておくことが望ましいとされており、漁業法第73条第2項第2号に規定する地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の審査基準を定めることとします。これが趣旨、経緯となります。

では、この審査基準の概要について、ご説明させていただきます。

同一の個別漁業権、いわゆる定置漁業権と漁協に免許するもの以外の区画漁業権については、複数の免許の申請があった場合に、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項、(ア)については、生産量の増大、安定的な漁業生産が可能であると見込めるか。(イ)漁業所得の向上、付加価値工場等の取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。(ウ)就業機会の拡大、地域の就業機会の拡大に寄与しているか。この(ア)から(ウ)に掲げる事項のほかに、地域の漁業者との調和的発展、いわゆる漁業調整上問題がないか、地元の水産物流通や加工に与える影響などについて、漁業免許申請書に添付する事業計画書により審査することとしております。この事業計画書については、資料4の33ページから参考までに添付しておりますが、漁業法の施行規則に漁業免許申請

の添付資料として事業計画書を添付することとされておりますので、必須資料となっております。また、この事業計画書以外に必要なに応じて、申請者に対して意見聴取、いわゆるヒアリングのようなことを行って審査を実施することとなっております。

実際に競願があった場合は、魚種や漁場の条件によって判断基準は細かく異なってくるのが想定されておりますので、事業計画書やヒアリングの内容を踏まえ、総合的に判断したいと考えております。

なお、団体漁業権、いわゆる共同漁業権や漁協に免許するような区画漁業権の免許申請においては、漁業法において、漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会とされておりました、本県の場合ですと、県一漁協となっておりますので、免許者が限定されることから、審査基準は設けないこととしております。

最後に、6月30日までの漁業権の免許申請期間中でございます。現時点では、まだ免許申請全てが来ているわけではありませんが、競願になっていることはないですし、競願になりそうだという案件もこちらには上がってきておりません。

以上で説明を終わります。

新 谷 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[ 質疑応答 ]

新 谷 会 長

ないようであれば、次に、議題5の「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」事務局より説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師

事務局の山岸です。令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果についてご報告いたします。資料-5をご覧ください。

5月26日金曜日、東京都港区のベイサイドホテル アジュール竹芝で14時から開催された通常総会に新谷会長と出席してまいりました。当日は全国72海区のうち39海区、来賓、事務局を含め99名が出席しました。なお、第1号議案から第4号議案まで全会一致で承認されております。それでは、内容についてご説明いたします。

第1号議案の令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案につきましては、案のとおり承認されました。また、第2号議案の令和5年度事業計画書案及び収支予算書案につきましても、案のとおり承認されました。

次に、第3号議案の協議事項については、7項目の要望全てが承認され、関係省庁に要望することになりました。協議事項につきましては、新規分につきましては説明いたします。

まず、「Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について」ですが、これまでの要望と同様となっております。

次に、「Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について」ですが、1番目の違

法操業の取締り強化等について、②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修を拡充すること。2番目の「密漁もの」の流通防止について、②違法漁獲物の流通に関する監視体制を強化すること、がそれぞれ新たに追加されました。

次に、「Ⅲ 太平洋のクロマグロの資源管理について」ですが、1番目のクロマグロ資源の適正利用の中で、③沿岸クロマグロ漁業などのあり方について、(ア) 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承継承認のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。(イ) 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理ではなく、大臣管理として国で管理することが新たに盛り込まれました。

次に、「Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について」ですが、5番目の沖合漁業の操業秩序の確立について、③AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるよう指導すること、が新たに追加されました。

次に「Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について」ですが、3番目の新たな資源管理措置等について、新規として、⑤TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。⑥定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択制の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること、が追加されました。

次に、「Ⅵ 外国漁船問題等について」ですが、こちらはこれまでの要望と同様となっております。

最後に「Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について」ですが、1番目の遊漁と漁業の調整について、④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備ということで、漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。遊漁者は都道府県域を越えて移動することを踏まえ、組織化に向けては、都道府県単位ではなく、国が主体となって働きかけを行うこと、が追加されました。続きまして、3番目のミニボートによる危険行為の防止について、④ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも該当保険対象とするよう働きかけること、が新たに追加されました。

以上7項目が承認されまして、関係省庁に要望することを決議しました。

次に、第4号議案の次期総会の開催地つきましては、東京都となりました。

最後に、全国海区漁業調整委員会連合会の委員表彰として、他海区の委員106名、事務局職員2名が表彰されました。

以上で、通常総会の結果について報告を終わります。

新 谷 会 長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[ 質疑応答 ]

新 谷 会 長 ないようであれば、次に、議題6の「5月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師 資料6に基づき説明

新 谷 会 長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長 それでは、「その他」で何かございますか。

新 谷 委 員 特にないようでしたら、するめいかの資源状況と今後の見通しについて、わかっている範囲で説明をお願いします。

沢 田 課 参 事 水産課沢田です。今朝の新聞にもありました、沿岸のするめいかの不漁についてご説明させていただきます。

石川県の沖合では、例年5月から7月にするめいかの漁場が形成され、全国の小型いか釣り漁船が集まる好漁場ということで、現在のところ50隻程度の船が操業中です。そういった中、新聞の報道にもあったところではありますが、石川県水産総合センターが昨日発表したするめいかに関する情報によりますと、5月15日から22日に能登半島沿岸や沖合の大和堆の南部でするめいかの来遊量を調査したところ、前年及び過去5年平均を下回ったというような状況でございました。調査の内容につきましては、水産総合センターの所有している調査船白山丸が日本海の計8点で調べておりまして、釣り機1台による1時間当たりの漁獲数を比較しながら調査しておりますが、大和堆の南東部で5匹、南西部で0.9匹、輪島の猿山沖で0.5匹、全体の平均が0.5匹ということで、前年同期平均の2.7匹、過去5年平均10.7匹を下回るという非常に良くない結果となっております。

実際の水揚げ量については、市場に水揚げされた5月1日から31日までの水揚げ量は27トンで昨年132トンの約2割で、過去5年平均393トンを大きく下回っております。その結果を受けて、県外船の来ている数も、先ほど50隻程度と申しましたが、例年であればこの時期は150隻ほど来ておりますので、県外船の数も非常に少なくなっております。

近年、いか釣りの漁期が遅くなっている傾向もありますので、漁業者の皆様からは7月以降の来遊の増加に期待し、巻き返しを図りたいとの声もございます。また、今後の動向については、7月末に国の研

究機関が予報を発表する予定となっております。水産課としても今後の動向を注視していきたいと思っておりますし、漁についても大漁を祈願しているところです。

説明は以上になります。

新 谷 会 長      ありがとうございます。輪島の底びき網にするめいかが大量に入ったとの話も聞いています。

坂 下 委 員      数日前に100箱以上入ったことがありました。

笹 波 委 員      いか釣り船で釣れなくて、底びき網にだけ入るといのはどういった原因が考えられるのでしょうか。

沢 田 課 参 事      調査したわけではないため詳しい原因はわかりませんが、海水温の低い、水深の深いところに移動しているのかもしれませんが。

数年前から底びき網で獲れるようになってきておまして、今年も輪島の底びき網で獲れているような状況です。

笹 波 委 員      地元の漁業者はまぐろに追いかけられて水深の深いところに逃げているのではないかと考えている人もいます。個人的には何でも獲れてくれるのはありがたいのですが、原因が気になる場所ではあります。

橋 本 委 員      現在、水産総合センターと協力して、複数の底びき網に水温計をつけて調査を継続的に行っているところです。現在調査中であり何とも言えませんが、調査データを回収してみれば、水温の影響等が見えてくるかもしれません。おそらく水温は高くなっていると思います。

笹 波 委 員      海底にするめいかが溜まっているのか、網を引き揚げてくる途中の水深のどこかにするめいかが層になっていて、それを掬ってくるのか。想像ではあるがいろいろな説がでているところです。

五十嵐会長代理      水深200メートルだと水温はかなり低いはずですが。

橋 本 委 員      今まで入らなかったさば等も入るようになってきており、確実に海は変わってきているので、現在行っているような調査を積み重ねていかないとわからないところだと思います。そこは、水産総合センターがいろいろな調査を行っていますので、そのデータが溜まってくると何かわかることがあるかもしれません。

笹 波 委 員      能登半島沖では、いままで見たことないほどまぐろが泳いでいます。

太 田 委 員      まぐろが沢山跳ねているのが見えます。魚探でするめいかがの反応が見えてもまぐろが回ってくると綺麗にするめいかが散ってしまいます。あれはイルカよりたちが悪いと思っています。

新 谷 会 長 いろいろな意見がでましたが、また水産課及び水産総合センターにおきましても、参考にさせていただければと思います。

新 谷 会 長 その他に何かございませんか。

[質疑なし]

なければ、事務局からお願いします。

山 岸 主 任 技 師 次回は、7月25日(火)、13時30分から、会場は県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。

新 谷 会 長 皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

新 谷 会 長 以上をもちまして、本日の委員会を終了します。  
ご苦労様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_